

出産育児一時金に関する意見交換会 (参考資料)

- 総理・厚生労働大臣による発言
- 出産育児一時金見直しに当たっての主な論点
- 出産育児一時金について
- 出産育児一時金の受取代理について

総理・厚生労働大臣による発言

① 厚生労働大臣 閣議後記者会見(平成20年8月22日)

「贅沢しなければ、手元に現金がなくても、安心して妊娠、出産できる」ようにする旨、与党・官邸と協議の上、発言。

② 総理大臣 所信表明演説(抄)(平成20年9月29日)

「…妊娠や出産費用の不安、…いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」

出産育児一時金見直しに当たっての主な論点

- 都道府県毎の一時金の設定
- 医療機関への直接払い
- 財源

出産育児一時金について

■医療保険各法(健康保険法や国民健康保険法)に規定されている保険給付には、現物給付と現金給付がある。

(現物給付)

⇒療養の給付(診察、薬剤・治療材料の支給、処置、手術その他の治療 等)

(現金給付)

⇒傷病手当金、埋葬料、**出産育児一時金**、出産手当金、療養費、移送費 等

出産育児一時金とは

【給付目的】

○出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるもの。

【給付対象】

○被保険者及びその被扶養者である配偶者等が出産した場合。

○年間の支給件数は約111万件(平成17年度)。

【給付金額】

○1児につき35万円が支給される(平成21年1月からは38万円に引き上げ予定)。

【給付手続】

○出産後、被保険者は医師等または市町村長から出生に関する証明を受けた所定の申請書を保険者に提出する。

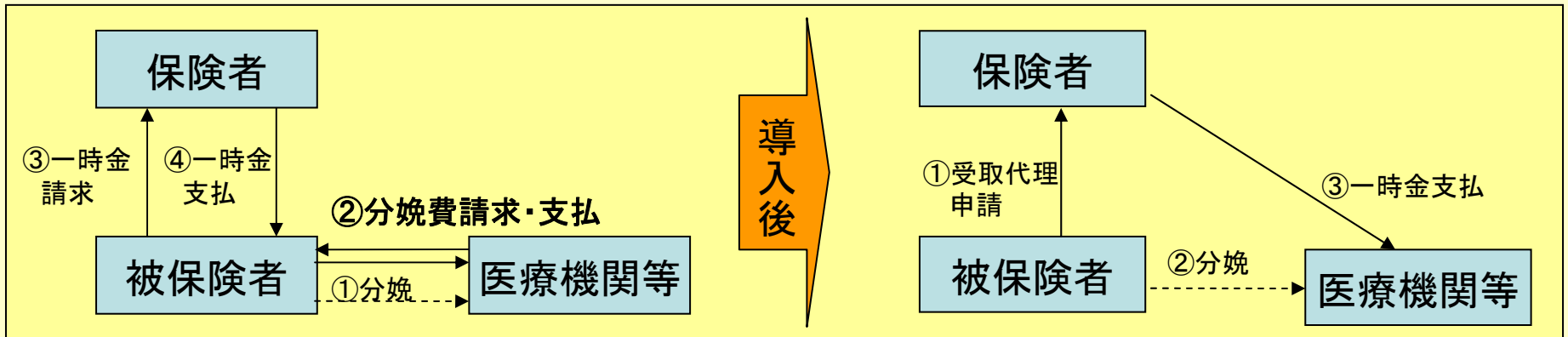
○出産の費用に出産育児一時金を充てることができるよう、被保険者の事前の請求により医療機関が被保険者に代わり出産育児一時金を受け取ることができる仕組みがある(受取代理)。₃

出産育児一時金の受取代理について

○受取代理の概要

被保険者等が窓口で出産費用を支払う負担を軽減する観点から、平成18年9月より、事前の申請により、医療機関等が被保険者に代わり保険者から出産育児一時金等を受け取る仕組みの導入を促進しているところ。

(イメージ)



○保険者ごとの受取代理の実施状況

- ・ 協会けんぽ 平成18年10月 (当時は政府管掌健康保険) より実施
- ・ 健康保険組合 約70% (実施済・実施予定)
(回答率85%、平成19年6月末現在、その後の状況は現在調査中)
- ・ 国民健康保険 約90% (実施済・実施予定) (全数調査、平成19年1月1日現在)